

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和36年4月1日及び42年8月1日に訂正し、標準報酬月額を36年3月は3万3,000円、42年7月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和26年4月1日から平成3年4月29日までA社及びそのグループ会社に継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社及びそのグループ会社から提出された申立人に係る従業員カード及び企業年金基金の記録から、申立人はA社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和36年4月1日にA社から同社C工場に異動。42年8月1日に同社からD社に出向。）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和36年2月及び42年6月の標準報酬月額）から、36年3月を3万3,000円、42年7月を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を、それぞれ昭和36年4月1日及び42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを36年3月31日及び42年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が両日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年3月及び42年7月

の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和21年6月5日に訂正し、同月から22年2月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月5日から22年3月8日まで

昭和19年10月にA社に採用され40年7月に退職するまで同社に継続して勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、21年6月5日付けで同社C支店に異動となった際の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する職歴証明書、年金表及び同社の回答から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和21年6月5日にD支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和21年6月から22年2月までの標準報酬月額については、A社C支店に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和22年3月の標準報酬月額）から、600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、60 年 3 月は 38 万円に、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た、申立期間のうち、平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人が主張する額であったと認められることから、8 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から平成 10 年 2 月 1 日まで  
ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料の納付額が、家計簿に記載してある給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額と比べて少ないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人は、申立期間のほぼすべての期間について、家計簿を所持しており、その家計簿に記載された給与総支給額並びに控除された健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料額を当時の保険料率に照らし合わせ算定

した結果、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、家計簿に記載された報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、60 年 3 月は 38 万円に、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、41 万円とされていたところ、9 年 12 月 8 日付けでさかのぼって 20 万円に訂正されている上、申立人の同僚 8 人についても申立人と同様に訂正されていることが確認できる。

一方、当時、申立てに係る事業所が加入していた厚生年金基金が管理する申立人に係る上記期間の標準報酬月額は 41 万円であることが確認できる上、申立人が所持する家計簿及び源泉徴収票から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、事業主は、「申立人は運転手として勤務していた。会社が倒産したため当時の資料は残っていないが、社会保険事務所の職員に言われるままに、私を含む従業員の標準報酬月額を下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 9 年 12 月 8 日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えるが、このことに合理的な理由も無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の 8 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

- 4 一方、申立期間のうち、i) 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、61 年 10 月 1 日から平成元年 11 月 1 日までの期間、3 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 5 年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 6 年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間及び 9 年 10 月 1 日から 10 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する家計簿に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致している、  
ii) 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から

61年10月1日までの期間及び平成6年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、家計簿に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えている、

iii) 平成元年11月1日から3年6月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間及び5年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを推認できる給与明細書等の関連資料は無く、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点も見当たらないことから、これら上記期間の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成5年7月1日から19年9月1日までに  
ついて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により  
給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期  
間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、5年7月から6年11月までは22  
万円に、同年12月及び7年1月は24万円に、同年2月から同年10月までは  
26万円に、同年11月から11年12月までは28万円に、12年1月から同年10  
月までは30万円に、同年11月から15年3月までは32万円に、同年4月か  
ら同年6月までは34万円に、同年7月から同年10月までは32万円に、同年  
11月から16年10月までは36万円に、同年11月から17年10月までは41万  
円に、同年11月から18年8月までは44万円に、同年9月から19年2月ま  
では41万円に、同年3月から同年8月までは44万円に訂正することが必要  
である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与  
額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めら  
れることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、そ  
れぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月  
25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は30万円、同年  
12月25日及び19年7月31日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生  
年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料  
を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月10日から19年9月1日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年7月31日  
⑦ 平成17年12月25日  
⑧ 平成18年7月31日

⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

平成 19 年 9 月以降については、事業所の訂正手続により標準報酬月額が訂正されているが、それ以前については記録の訂正が行われておらず、賞与については届出がなされていないので、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 12 月 1 日までの期間、7 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、12 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、7 年 2 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間及び 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、5 年 7 月から 6 年 11 月までは 22 万円に、7 年 1 月は 24 万円に、同年 2 月から同年 10 月までは 26 万円に、同年 11 月から 11 年 12 月までは 28 万円に、12 年 1 月から同年 10 月までは 30 万円に、同年 11 月から 14 年 12 月までの期間及び 15 年 3 月は 32 万円に、同年 4 月から同年 6 月までは 34 万円に、同年 7 月から同年 10 月までは 32 万円に、同年 11 月から 16 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 10 月までの期間は 36 万円に、同年 11 月から 17 年 10 月までは 41 万円に、同年 11 月から 18 年 8 月までは 44 万円に、同年 9 月から 19 年 2 月までは 41 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び 16 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、給与支払報告書又は課税台帳から推認し、6 年 12 月は 24 万円に、15 年 1 月及び同年 2 月は 32 万円に、16 年 6 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間

に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額により、平成15年7月31日は30万円、賞与明細書又は賃金台帳に記載された保険料控除額により、同年12月25日は30万円、18年12月25日及び19年7月31日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与を社会保険事務所に対して届出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成3年1月10日から5年7月1日までについては、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、7年5月から8年10月までは18万円に、同年11月から9年10月は20万円に、同年11月から12年10月までは22万円に、同年11月から15年3月までは26万円に、同年4月及び同年5月は28万円に、同年6月は34万円に、同年7月から同年10月までは28万円に、同年11月から16年10月までは30万円に、同年11月から17年10月までは36万円に、同年11月から18年8月までは38万円に、同年9月及び同年10月は36万円に、同年11月から19年2月までは38万円に、同年3月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日及び16年7月31日は25万円、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は27万円、同年12月25日及び19年7月31日は26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年7月31日  
⑦ 平成17年12月25日  
⑧ 平成18年7月31日

⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

標準報酬月額記録を、実際に事業所から支給された給与月額に見合う額に訂正してほしい。

また、賞与については届出がなされていないので、記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 7 年 5 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額から、また、15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、7 年 5 月から 8 年 10 月までは 18 万円に、同年 11 月から 9 年 10 月までは 20 万円に、同年 11 月から 12 年 10 月までは 22 万円に、同年 11 月から 14 年 12 月までの期間及び 15 年 3 月は 26 万円に、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月から同年 10 月までの期間は 28 万円に、同年 11 月、同年 12 月、16 年 2 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月から同年 10 月までの期間は 30 万円に、同年 11 月から 17 年 10 月までは 36 万円に、同年 11 月から 18 年 8 月までは 38 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 36 万円に、同年 11 月から 19 年 2 月までは 38 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成 15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、16 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、給与支払報告書又は金融機関への給与振込額から推認し、15 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円に、同年 6 月は 34 万円に、16 年 1 月、同年 3 月及び同年 6 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月

額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額により、平成15年7月31日は25万円、賞与明細書又は賃金台帳に記載された保険料控除額により、同年12月25日は25万円、18年12月25日及び19年7月31日は26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与を社会保険事務所に対して届出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、16年7月31日は25万円、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、昭和47年2月から48年1月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から48年2月21日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が昭和47年2月29日までとなっているが、48年2月21日まで継続して勤務してきた。同社が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことは後日知ったが、申立期間の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人の申立期間当時の上司や同僚（複数）の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚のうちの3人が所持する給料支払明細書から、これら同僚に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、この同僚のうちの一人は、「申立人と同じく営業部に所属していた。」と証言している上、当時、給料支払明細書のチェックを担当していた申立てに係る事業所の営業課長代理は、「申立期間中も全社員の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。営業部所属の正社員であった申立人についても、私がその給料支払明細書をチェックしており、厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と証言しており、申立人についても、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、このことについて、A社は、「提出した『法人税額等の更正通知

書および加算税の賦課決定通知書』を見れば分かるとおり、申立期間についての税務調査によっても控除した保険料（預り金）があることは指摘されておらず、申立期間の厚生年金保険料は控除していなかったと思われる。したがって、申立人の同僚3人が提出した給料支払明細書は当社が発行したものではない。」と主張しているが、関係の税務署は、厚生年金保険料が控除されたか否かを確認しておらず、同社が提出した資料（法人税額等の更正通知書および加算税の賦課決定通知書）からもその主張を裏付けるものは見当たらない。

- 2 ところで、社会保険事務所（当時）の記録では、申立てに係る事業所は、昭和41年11月16日に厚生年金保険法第6条第2項（申立期間当時）に規定する厚生年金保険の任意適用事業所になったが、47年2月29日に社屋移転による管轄社会保険事務所の変更を理由に適用事業所でなくなった後、再度、49年3月8日に、任意適用事業所となっていることが確認でき、したがって、申立期間においては適用事業所でなかったことが認められる。申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変更になる場合、本来であれば、事業主は、①いったん適用事業所でなくする手続を取った上、②継続して適用事業所になる必要があったが、申立てに係る事業所の事業主は、新規適用の届出を移転時に行わず、移転して約2年後にこれを行っているのである。

しかるに、事業主は、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、厚生年金保険法第8条第2項（申立期間当時）に基づき、当該事業所における被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないこととされているところ、申立人と同様に、昭和47年2月29日に申立てに係る事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できた申立人の同僚44人のうち、回答が得られた24人は、会社から厚生年金保険の適用事業所でなくなるとの説明を受けていない、又は受けた覚えはない旨回答しているので、上記の同意は無かったものと推認できる。その上、申立人が申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められることからみても、適用事業所でなくするために必要な上記の同意はなかったと認められる。

さらに、申立人が、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていただけでなく、上記の同僚44人のうち13人について、申立てに係る事業所が、再度、任意適用事業所となった昭和49年3月8日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、回答が得られた9人は、同事業所が適用事業所となっていない期間も含めて、同事業所に継続して勤務していた旨証言している。

そうすると、申立てに係る事業所は、上記の社屋移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくなる意思はなかったというべきである。

- 3 これらのことから、申立てに係る事業所は、申立期間内については適用事業所でなかったものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生

年金保険法第8条第2項（申立期間当時）の趣旨に加え、申立期間においても、同事業所が、上記同僚の供述にみられるように事業活動を継続していたことから判断しても、申立期間の厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間に控除された厚生年金保険料と同様の取扱いとすべきものと考えられ、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることが相当である。

- 4 申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における47年1月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から18年1月1日までの期間及び同年8月1日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から17年8月までは20万円に、同年9月から同年12月までは19万円に、18年8月から19年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から19年11月1日まで

A社において厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間について、年金事務所が記録する標準報酬月額が給与明細書における給与月額と比べて低いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成15年4月1日から18年1月1日までの期間及び同年8月1日から19年11月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る上記期間の標準報酬月額については、その所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、平成15年4月から17年8月までは20万円、同年9月から同年12月までは19

万円、18年8月から19年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、上記のとおり長期間にわたり給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と一致していないことから、事業主は給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成14年7月から15年3月までの期間及び18年1月から同年7月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、当該期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和36年5月2日に、喪失日に係る記録を37年4月2日に訂正し、36年5月から同年8月までの期間及び37年3月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月2日から同年9月1日まで  
② 昭和37年3月25日から同年4月2日まで

昭和35年4月1日にBとして採用されたC社から転勤したD社において、36年4月1日から37年3月末まで勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚等（複数）の証言及び申立人に係る外国人登録原票から、申立期間において、申立人がD社（適用事業所名は、A社）に勤務（昭和36年5月2日にC社（適用事業所名は、E社）からA社に異動、37年4月2日に同社からE社に異動）していたことが認められる。

また、申立期間において、上記両社に係る人事権を有していたF社の現在のGは、「C社とD社の間で、Bを人事異動として転勤させていた。」と証言しており、申立てに係る転勤は同一事業所における転勤とみることができ、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る昭和36年5月から同年8月までの期間及び37年3月の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに推認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

昭和59年5月31日までA社に勤務し、同年6月1日に同社C工場に転勤した。継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し（昭和59年6月1日に同社から同社C工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、上記の人事記録から、申立人は昭和59年4月1日付けでA社C工場に所属を変更されていることが確認できるが、B社の人事担当者は、「辞令は昭和59年4月1日付けであったが、実際には同年6月1日に異動したものである。したがって、5月中は、本来、本社において厚生年金保険に加入させておくべきであったと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間についてA社において厚生年金保険の被保険者資格を有すべきものであったと考えられる。

なお、申立人に係る昭和59年5月の標準報酬月額については、A社に係る同年4月のオンライン記録から、30万円とすることが必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年9月16日とし、同年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月16日から同年9月16日まで  
昭和56年4月にA社に就職し、58年9月16日にグループ会社であるC社に異動したが、継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事資料及び申立人が所持している履歴証明書から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和58年9月16日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和58年8月の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（昭和58年7月の標準報酬月額）から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 6 月まで

申立期間当時は学生であったが、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和 63 年に結婚してからは、妻の国民年金保険料と一緒に納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、申立人は平成元年 7 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入場所等）及び国民年金保険料の納付状況（納付金額、納付時期等）についての記憶が定かでない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 804

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 51 年 3 月に事業所を退職した後、同年 10 月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。納付場所、納付金額等の詳細は覚えていないが、国民年金保険料を支払っていない期間は無いはずなので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳から、申立人は、その主張どおり昭和 51 年 10 月に国民年金に任意加入したものと推認でき、申立期間（昭和 51 年 4 月を除く。）において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を国民年金に加入した昭和 51 年 10 月にまとめて納付したと主張するが、納付状況（納付場所、納付金額等）についての記憶は定かでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から46年3月まで  
昭和44年10月に、勤務していた会社を退職し、実家で自営業を始めた。そのころに国民年金に加入し、母親と一緒に町内会の集金により国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間の一部（昭和44年12月から45年3月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の一部（昭和45年4月から46年3月まで）の国民年金保険料については、時効の到来前であり、納付は可能であるが、申立人は、申立期間に係る保険料の納付状況（納付金額、納付場所等）についての記憶が曖昧である上、保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 59 年 7 月まで

ねんきん特別便により、申立期間に係る国民年金の加入記録が無いことを知った。昭和 39 年 4 月に国民年金の被保険者資格（任意）を喪失したとの記録となっているが、その手続きを行った記憶はなく、国民年金保険料については、母親が亡くなる 59 年\*月まで両親が継続して納付していたはずであり、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の被保険者資格（任意）を昭和 39 年 4 月に喪失する旨の手続きを行っていないと主張するが、申立人が所持する年金手帳及び同人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金の被保険者でなくなった日は「昭和 39 年 4 月 1 日」、被保険者の種別は「任意」と記録されており、申立人は、このころに国民年金の被保険者資格（任意）を喪失したものと推認できる。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする両親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況（納付方法、納付金額等）は不明である。

さらに、申立期間は 244 月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月ころから 48 年 9 月ころまで  
申立期間について、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、申立人は具体的に記憶していない上、申立てに係る事業所の代表取締役（当時）も不明である旨回答している。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 21 日から 58 年 7 月 16 日まで

A社に勤務していた申立期間において、給与とは別に上限3万円の行動費（交際費、移動費等）が支給されていた。A社を退職した後、税務署の監査により、行動費を3年ないし5年程度さかのぼって給与として取り扱うという処置がとられたと聞いたので、申立期間の標準報酬月額について、行動費を加算した額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している申立人に係る昭和 53 年から 57 年までの人事記録簿給与歴に記載された給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「在職時は給与月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたと思う。退職後に行動費の加算に伴い厚生年金保険料が追徴されたことは無い。」と述べているほか、申立人が名前を挙げた同僚（当時）も、追徴は無かった旨証言している。

さらに、申立てに係る事業所は、税務署の監査により行動費を給与とみなされた場合でも、所得税は是正したが、社会保険料までは訂正しなかったと考えられる旨証言している。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から62年9月1日まで

申立期間の報酬月額は約41万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低い額(9万8,000円ないし30万円)となっている。当時、A社の代表取締役として役員報酬の決定に関与し、給与支給事務も自分で行っており、報酬月額が標準報酬月額より高い額であったのは間違いないので、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において申立人と共に役員であった申立人の妻に係る申立期間の標準報酬月額も、それ以前に比べ低い額となっている上、健康保険厚生年金保険被保険者原票をみても、夫婦に係る標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書において、特例対象者(申立人)が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録の訂正を行わない旨規定されているところ、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、申立期間当時、自分で給与及び社会保険事務を担当していたと述べており、上記ただし書に規定する場合に該当すると認められる。

これらのことから、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで  
申立期間当時、A社の監査役として1か月に3日くらい勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。平成5年に社会保険事務所（当時）で確認した際には厚生年金保険の加入記録があったはずだが、最近になって、それが無いことを知ったので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所で勤務していたのは、1か月に3日程度であったと述べており、同事業所との間に常用的使用関係はなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所における健康保険の被保険者である申立人の夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についての証言が得られない上、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年から 59 年までのうちの 3 か月  
昭和 58 年から 59 年までのうちの 3 か月程度、公共職業安定所の紹介により A 社に勤務していたにもかかわらず、その期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人に対して電話及び文書で照会したが、申立人から回答は無く、申立内容の具体的状況を確認することができない。

また、申立てに係る事業所の事業主は、申立内容に係る資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明であるが、申立期間当時は試用期間があり、採用しても直ちに厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨を回答している。

さらに、雇用保険の加入記録をみると、申立期間当時、申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 6 人のうち二人は雇用保険に加入した 1 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立てに係る事業所において雇用保険に加入した記録は無い上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1150

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から36年4月1日まで  
申立期間においてA社に勤務し、Bに従事しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚二人の加入記録があることから、期間を特定することはできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間中にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち37人は、いずれも申立人のことを知らない旨証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。